

障害者の積極的な雇用拡大について（お願い）

障害者の雇用対策につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「福祉から一般就労」への流れが本格化し、障害のある方々の就労意欲がさらに高まる中、県下の各企業の皆様の障害者雇用への御理解、御努力によりまして、昨年度の県内ハローワークにおける障害者の就職件数が9年連続で増加するなど、雇用障害者数は着実に増加する傾向にあり、障害者法定雇用率の達成企業割合も72.6%と7年連続して全国一の水準を維持しているところです。

しかしながら、昨年の障害者雇用状況報告によりますと、27.4%の企業が法定雇用率未達成であり、未達成企業のうち障害者を1人も雇用していない企業は48.3%、また、障害者を1人雇用すれば法定雇用率を達成する企業は81.2%となっています。

さらに、本年4月から障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されたことに伴い、民間企業の障害者雇用率を2.2%へ引き上げ、更に3年を経過する日より前に2.3%へ引き上げることとなっており、雇用の拡大が重要になる中において、精神障害者の雇用者数は、雇用障害者数全体の7.8%にとどまっている状況です。

こうした状況の下、佐賀労働局及び佐賀県では、きめ細やかな職業相談などによる障害のある求職者に対する就労支援をはじめ、関係機関とのチーム支援や各種助成金制度の活用等による企業における障害者の採用や職場定着に対する支援等を推進しているところです。

これらの取組を更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要です。

貴会におかれましても、加盟企業各社が、引き続き、障害者の積極的な雇用に努めていただき、障害者の雇用数が不足している企業に対しましては、早期の法定雇用率達成に向け御支援いただくとともに、精神障害者の雇用拡大について御配慮いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

平成30年9月3日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 内田 健 殿

佐賀労働局長

菊池 泰 文

佐賀県健康福祉部長

川久保

三起子

